

営業誓約書

私は、足寄町住環境・店舗等整備補助金の交付対象となった店舗において、補助金交付の日から1年以上営業することを誓います。

なお、足寄町住環境・店舗等整備補助金交付要綱第10条第1項各号のいずれかに該当することになったときは補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

(名称及び代表者)

氏 名

印

【説明】

(交付決定の取消)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、第5条第3号に定める誓約書に違反したとき。
- (3) 法令等に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じるときは、足寄町住環境・店舗等整備補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により交付決定者に通知する。